				イ　文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	1.68
				ウ　家政系学科及び芸術系学科	2.84
				⑶　大学	
				ア　医学部（医学に関する単科大学を含む。）	18.11
				イ　歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）	10.54
				ウ　理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）	7.77
				エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）	8.89
				オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）	1.00
				カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	2.08
				キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	3.32
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正	
				⑴　学校法人の設置する幼稚園	0.564
				⑵　学校法人の設置する小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程	0.953
				⑶　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	1.000
				⑷　学校法人の設置する通信制高等学校	0.208
				⑸　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校	0.564
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口		寒冷補正（寒冷度）	
				1～3区	0.016
				4区	0.016
				5区	0.011
				6区	0.007
				7区	0.006
				8区	0.002
				9区	0.000

				イ　文科系学科（家政系学科及び芸術系学科を除く。）	1.68
				ウ　家政系学科及び芸術系学科	2.84
				⑶　大学	
				ア　医学部（医学に関する単科大学を含む。）	18.11
				イ　歯学部（歯学に関する単科大学を含む。）	10.54
				ウ　理科系学部（理学部、工学部、農学部及び水産学部をいい、理学、工学、農学及び水産学に関する単科大学を含む。）	7.99
				エ　保健系学部（医学部及び歯学部を除き、薬学及び看護学（衛生学を含む。）に関する単科大学を含む。）	9.14
				オ　社会科学系学部（社会科学に関する単科大学を含む。）	1.00
				カ　人文科学系学部（人文科学に関する単科大学を含む。）	2.08
				キ　家政系学部及び芸術系学部（家政及び芸術に関する単科大学を含む。）	3.32
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正	
				⑴　学校法人の設置する幼稚園	0.563
				⑵　学校法人の設置する小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程	0.953
				⑶　学校法人の設置する高等学校（通信制高等学校を除く。）、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校	1.000
				⑷　学校法人の設置する通信制高等学校	0.208
				⑸　学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園及び特別支援学校	0.563
四　厚生労働費	1　生活保護費	町村部人口		寒冷補正（寒冷度）	
				1～3区	0.016
				4区	0.016
				5区	0.011
				6区	0.007
				7区	0.006
				8区	0.002
				9区	0.000